

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 県民税

- (1) 地方団体に対する寄附金に係る寄付金税額控除の特例控除額の上限を、所得割の100分の20（現行100分の10）に相当する額に引き上げることとした。（第31条関係）
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対して、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に申告特例通知書を送付することを求めることができることとする等の特例措置を講ずることとした。（附則第11条、附則第11条の2、附則第11条の3関係）

2 事業税

- (1) 法人の事業税の付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、及び所得割の税率を引き下げることとした。（第45条関係）
- (2) 地方法人特別税の税率の引上げに伴い、法人の事業税の税率を引き下げることとした。（附則第20条の2の5関係）

3 不動産取得税

- (1) サービス付き高齢者向け貸家住宅を新築した場合において、当該新築した住宅に係る課税標準の特例措置及び当該新築した住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第22条、附則第22条の2関係）
- (2) 住宅の取得及び土地の取得に係る税率を3パーセントとする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第21条関係）
- (3) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第23条関係）

4 自動車取得税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率及び課税標準の軽減措置について、適用基準の見直しをするとともに、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の2、附則第24条の2の3関係）
- (2) 一定の基準に適合した路線バス等及び一般乗用旅客自動車運送事業を営む者の事業の用に供する乗用車で初めて新規登録を受けるものの取得に係る課税標準の軽減措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の2の3関係）
- (3) 車両安定性制御装置を備える等の一定の基準に適合した自動車に係る課税標準の特例措置について、適用基準の見直しをするとともに、その適用期限を平成29年3月31日（車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックにあつては、平成28年10月31日）まで延長することとした。（附則第24条の2の3関係）

5 軽油引取税

課税免除の対象となる軽油の引取りの範囲を改めるとともに、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の4関係）

6 自動車税

幼保連携型認定こども園の園児の通園の用に供するバスについて、軽減税率の対象とすることとした。（附則第25条関係）

7 狩猟税

- (1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合において、当該対象鳥獣捕獲員に対して狩猟税を課さないものとする事とした。（附則第30条関係）
- (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われた場合において、当該従事者に対して狩猟税を課さないものとする事とした。（附則第30条関係）
- (3) 特定捕獲等期間に県の区域を対象とする鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が平成27年4月1日から平成31年3月31日までに行われた場合において、税率を2分の1とする軽減措置を講ずることとした。（附則第30条の2関係）

8 その他所要の整備をすることとした。(第8条、第31条、第63条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の2の2、附則第23条の3、附則第24条の2、附則第24条の2の3、附則第24条の4関係)

9 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、7(2)は、同年5月29日から施行することとした。

(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第7条関係)

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年岩手県条例第17号)の一部を改正することとした。(附則第8条関係)